慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランク社会における土地所有の動態について
Sub Title	Über die Eigenwandlung im Frankenreich
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.11 (1964. 11) ,p.857(1)- 878(22)
JaLC DOI	10.14991/001.19641101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19641101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

岡倉古志郎・蠟山芳郎 編著『新植民地主義』……矢内原勝 81

Z.K.ブジェジンスキー著 山口房雄訳『ソビエト・ブロック』……加藤寛 81

R.ハイルブローナー著 浜田清夫訳『100万人の経済学』……松浦保 82

白井厚著『ウィリアム・ゴドウィン研究』……飯田裕康 84

フランク社会における土地所有の動態について

宇尾野久

フランク社会における大土地所有の存在、とくに君主や聖俗両界の貴族によって所有された多くの広大なヴィラが存在したことは、否定できない事実である。メロヴィング時代にすでに教会は西ヨーロッパ全体にちらばった広大な土地財産を獲得することに成功し、聖職者は膨大な土地財産を所有した。(1)

しかし実際は、多くのヴィラを所有する大土地所有者や単一のマンススを耕す小自由保有者と並んで、カール大帝の御料地令が指示しているような、若干のマンススを所有し、うまくそれらを経営している中位の土地所有のカテゴリーも存在し、問題は複雑な姿を示していた。(2)

このような事態は如何なる経済、社会、政治関係によってひきおこされたのであろうか。

たとえば軍政と関連した precariae (verbo regis); Sakralisation, beneficium, 世俗領地没収 (Konfiskation), traditio, villa 経営の合理化と普及等々がそのような変革をひきおこしたのか。若しそうだとすれば、その原型としての allodia や mansus の分布はどのような状態にあったのだろうか。

Werner Wittich と Philipp Heck のいわゆる „grundherrliche Theorie“ と „die bäuerliche Theorie“ の論争はそのよう

な社会経済発展の Urtypus に関連していた。[3]

Wittich がザクセンではタキトゥス時代すでに部族民は経済的に二つの等族に分解しており、領主的に生活し、軍役の義務しか負わぬ完全自由民（Vollfreie）と耕地を耕し、その貢納によって Vollfreie を養う隷属農民（abhängige Bauern）に分かれていたとするのに対し、Heck は、カロリング朝の nobiles は、Bauern であると述べている。[4]

ところでいわゆるグルントヘルシャフトの歴史的使命の一つが古ゲルマン社会における部族的奴隷制からの解放にあるとすると、そのようなグルントヘルの先駆としての Wittich のいわゆる Tacitus 時代の ingenui＝Grundherr は、家父長支配（Hausherrschaft）を拠点とする部族的制約のもとでの Heck のいわゆるカロリング時代の bäuerliche Grundeigenthümer とひどくちがった状態にはなかったであろう。（F. Wernli, Die Gemeinfreien. S. 19.）

部族奴隷制にもとづく豪族的支配から軍事民主的支配を拠点とする封建的領主制への転換はフランク社会の史的な発展過程の基本的なコースでもあった。

Friedrich Lütge の述べたようにグルントヘルの側からの Hufen の設定が隷農に対して著大な意味をもち又 Hufenordnung の自由農民への普及を齎らしたが、すべての自由農民にフーフェ制度が普及した訳ではなかった。[5] このことは同時に villa 制度についてもあるていど云い得よう。[6]

ゲルマン人がグルントヘルシャフトを必ずしもローマ人からうけついだのではなく、むしろ自主的な発展が問題であると、[7] グルントヘルシャフト形成の動態が考慮さるべきであろう。

一

メロヴィング時代からカロリング時代にドイツ地方では大土地所有（教会、貴族）が形成されたが、[8] フランス地方では（たとえばサン・ジェルマンのポリプテークでは）大土地所有内部における小経営（コロヌス経営）が圧倒的であった。しかしドイツ地方でも、大土地所有の内容の一部であるヴィラがすでに小経営をその体内から放出していたのではあるまいか？

A. Dopsch は次のようにのべている。

mansus が屢々 curtes の附属物としてあらわれると云うことは v. Inama が考えた程の意味はない。屢々逆の現象もあらわれる。curtes が必ずしも大経営の中心点を形成する Herrenhof ではなく、curtes や curiae が mansi の附属物としてあげられている。curtes がすでに Hufe と同意義に用いられる事も起る。ロルシュの寄進では、寄進された mansi の附属物として、Haus や Hof（cum casa et curia. desuper）が特にあげられている。

Curtes はバイエルンでも屢々全くいろいろな附属物なしの独立の経営であり、一部 Hufe と同一である。又同じことがウエストファリアやエルザスでもみとめられる。[9]

繰返し mansi の寄進が行われ、Salland が取除かれたので個々の Hufe は一部 Salland から成立したに相違ない。王が王の受封者と修道院の交換を承認した八三五年のルドウィッヒ・ドイツ王の王室文書によると、バーゼルの東南方の村落内の領主地から除かれた（„excepto terra dominicata"）八フーフェが修道院地から与えられ、修道院はそのかわり他村内でワザルがこれまで王の知行としてもっていたものと領主地から除かれた七フーフェをうけとった。[10]

Robert Latouche の論評[11]にもかかわらず F. Lütge や Hans Theodor Hoederath, Hufe, Manse und Mark in der Großgrundherrschaft Werden. の構想が真実に根ざしているとすれば、Theod. Jos. Lacomblet, Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins の大部の資料集は、ローマの latifundium → colonatus のように villa 又は terra dominicata の領主地の hova, Hufe の農民的小経営への分解を示唆することになろう。勿論自由農民の Allodia（Hufe）や貴族又は豪族の Allodia の寄進による領主地への転換も可能であった。ロルシュ聖堂創建の寄進文書（Donatio in Hagenheim）は、ライン伯カンコー

ルの alode のロルシュ修道院への寄進を伝えている。

さらに Das Urbar des Reichsgutes in Currätien は Ministerium in pago vallis Drusianae. の記述中に „Curtis dominicata habet colonos VII.“（領主のクルティスは七人のコロヌスをもつ。）と云うように領主直営地が、コロヌスの小農経営を生み出していることが推定され、Ministerium in Planis. でも „Ad Watawis curtis I. quae habet de terra iugera LX. Colonos III Ecclesia cum decima de ipsa villa. Ad Sulza colonos III. のようにコロヌスの記述があらわれてくる。(12) そのようなコロヌスの質子について „De colonis librae VI. (13) とみえる。

そのようなコロヌス的経営は、さらにプレカリアや寄進による小土地所有の大土地所有への分散的併合をも容易にする。

二

次にゲネフィキウムによる所有地の動態はどのようにあらわれてくるのであろうか。

クアレンティエンの帝国領地のウアゾールでは、Beneficium は次のような形であらわれてくる。

De ecclesia sancti Petri ad Campos id est Feldchiricha, beneficium……(ebenda, S. 376.)

Capella ad Rautenen, beneficium Meroldi. (S. 376.)

Beneficium Nordolchi, ad Feldchirichun. (ebenda, S. 377.)

(Ministerium in pago vallis Drusianae.) (desuper.)

Beneficium Segani in loco Bassiningas. (ebenda, S. 378.)

Beneficium Isuani Sclaui in villa Pludassis. (ebenda, S. 379.)

(Ministerium in pago vallis Drusianae.) (desuper.)

Hoc fuit beneficium Palduini. (S. 384.)

Hoc fuit beneficium Adamari. (S. 384.)

(Ministerium in Planis.)

Beneficium Vigilii in Subere. (S. 389.)

(Ministerium in Planis.) (desuper.)

Beneficium Gerberti in Ruana. (S. 391.)

Beneficium Arnolphi in eadem villa. (S. 391.)

Beneficium Berethgarii in eadem. (S. 391.)

Hi tres habuerunt hanc curtem inter se divisam.

Beneficium Arnolfi curtis Supersaxa. (S. 391.)

(Ministerium in Tuuerasca.) (desuper.)

Beneficium Reuocati, Waldramni, Praestantii, Adhalgisi. (S. 392.)

In valle Legunitia, quorum unusquisque habet mansum 1.

Beneficium Soluani in Legunitia mansum I et dimidium. (S. 392.)

(Ministerium in Tuuerasca.) (desuper.)

Beneficium Azzonis villa Vazzes. (S. 395.)

Beneficium eiusdem Azzonis, villa in Castello Impitinis habet.

De terra dominica……

Titulus sancti Ambrosii cum decima de ipsa curte.
De terra dominica iugera XI. (S. 396.)
……
Beneficium……nis villa Riamio habet.
De terra dominica iugera CL.
De pratis. ……. (S. 396.)
(Ministerium in Impidenis.) (desuper.)

このようなベネフィキュムの機能と内容は軍政的機能と広汎な民衆の生活基礎としての経済的内容にあった。[14]

Heinrich Dannenbauer は、ベネフィキュムの軍政的機能について次のように述べている。

フランクの王がその国民の防衛力を支配できるとすると、なぜ王は八世紀以来Lehenによってワザルを手に入れ、又ワザルを特別な忠誠の誓によって自己に拘束し、又その無制限な奉仕義務のある„allgemeinen Untertanenverband"を制限された義務によっておきかえ、又それをなくすることが必要であったのか。タキトゥス時代の王にも決して無限なあるいは自由な権力はなく(„nec regibus infinita aut libera potestas.") と云ったことが基本的に忘れられている。(おそらくこのことはVolksgemeindeの Demokratie から militärische Demokratie の過程でも変らなかったのであろう。)

その Lehen を放棄し、その土地で静かに暮そうとする者は (si in alode suo quiete vivere voluerit.) 何も要求されない。(neque aliud ab eo requiratur.) ただ祖国の防衛 (defensio patriae)、それ故敵の侵入のさいの国防の義務しかなかった。[15] そのように allode には侵略的軍事義務がなく、国土防衛義務しかなかった。しかしその反面 Lehennexus による国家的統轄には、それを自由意思で放棄する自由がワザルの側にあると云った一定の限界があった。

だが capitulare duplex in theodonis villa promulgatum (an. 805. Dec.) (15.) は、「神の奉仕に托身しようと欲するリベリ・ホミネスについて、まず余(王)の許可を求める前にこのことをしないように」(15. De liberis hominibus qui ad servitium Dei se tradere volent, ut prius hoc non fatiant quam a nobis licentiam postulent.) 望んでいる。

これは王のリベリ・ホミネスに対するいわゆる ligeitas の関係が強かったことにもよるのであろうが、聖堂へ自己寄進(Autotradition) することによって軍役をのがれるのを阻止するためであろう。

従ってガリア出兵心得—緊急令で、(八〇七年)

一、まず第一にベネフィキアを有することあきらかなものは、出陣すること。

二、自由民が、五マンススの財産を有すること明らかなれば、同じく出陣すること。

とあるように国土防衛にさいしてベネフィキュム所持者にきびしくのぞんでいるのに対し、八〇八年の催兵令では、

一、自身(の財産)として保持する四マンススもしくは他人のベネフィキュムとして保持する四マンススをもつすべてのリベリ・ホミネスは、自分で出陣の準備をし、単独で出陣する。あるいはまたもしその自由人の主人が出陣すれば、その主人(セニョール)とともに、もしくはそのコミテとともに出陣する。

と云うように liber homo に対して、たとえベネフィキュムとして所持しない財産であろうとそれを保有するものについてはきびしくのぞんでいる。そしてこのリベリ・ホミネスがベネフィキュムにより主人をもつ場合は主人やそのコミテ(従者)とともに出陣するように要求している。

従ってここではリベリ・ホミネスの王への ligeitas の関係が何よりも優先し、次いでベネフィキュムの関係が考慮されている。H. Dannenbauer の述べるように、たしかにそこではレーン関係が王へのいわば専属的封臣関係を補完している。

このようにベネフィキュムの軍政又は国家関係への進展が封建化の強化を齎らすことになろう。

次に、若しA. Dopschが述べるように、beneficiumが、pay or maintenance又はa provision for life only（the economic and social foundations of european civilization, p. 291.）を意味したとすると、ベネフィキュムの生活基礎としての内容は、トゥール書式集、四三号に、衣食の資に乏しい者が、主人の庇護に自由意思で托身し、主人に奉仕し、貢献し得る生活の資を主人がこの者に与え、この者が自由人の状態で主人に奉仕することを述べていることによくあらわれている。

之はワザリテートの本来の根拠と云うふうにあつかわれてきたが、ベネフィキュムの与えられる人的な義務又は社会、経済状態がレーン制関係で指導的な地位を占めるとすれば、生活基礎としてのベネフィキュムの理解の一つの手がかりとなるだろう。中世になってもなお、レーンをもたない家士もあり、家士以外の者の保有する恩給地（ベネフィキュム）もあった。例えば、Capella ad Rautenen, beneficium Meroldi の如きは、おそらくMeroldus（clericus）が、チャペルをベネフィキュムとして保持していたのであろうが、本来のワザル関係からは、はずれている。

クロタール二世のパリ告示によってその経済的意義が減少したとしてもAmtlehen又はワザルの„echtes Lehen“のような高度の形態のレーンについてもその生活基礎としてのレーンの意義は失われていない。レーンにはそのようなdie persönliche und die dingliche Bindungの側面がある。(16)

農民は歩兵として軍役に召集されることがますますまれになり、わずかにLandwehrとLandfolgeに召集されるようになり、比較的大きな戦争は、封臣によって構成され、封主によって指揮される騎士によって行われるようになった。封主は封臣を召集するが、同時に封臣の軍役を免除することができた。（さらに上述のように封臣がベネフィキュムの放棄によって軍役をのがれ得たとすると）帝国軍隊の能率を減少し、カール大王さえこの軍隊を完全に掌握できなかった。（H. Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte.）

そのような事態の間隙をみたすものとしてliberi homines（Königsfreien）が、ビザンツのlimitaniのように、国境警備のArimannenの形であらわれてくる。しかし国境警備又は開墾に従事する之等の国王自由人の軍事的機能の衰退と共に、Bargildenのように貢納農民として時には寄進の対象にさえなる。軍役、及び王領地に対して（賃子や役馬役等）の進納を行うリベリ・ホミネスはCenteniに編成された（御料地令、六十二条）が、王に対してleudesamioを誓うのみで、ベネフィキュムを王領地からうけとらぬリベリ・ホミネスは必ずしもそのCenteniに編成されなかったのであろう。（移住者や異邦人についてもこのことが考慮される。）（F. Wernli, ebenda, S. 69.）

このように大陸、とくにドイツのレーンが高級化し、国制の中で大きな役割を果すのに対し、アングロ・ザクセンのレーンは、実際私法の領域でしか意義がなく、tenura in feudoはtenura in firma, der bäuerlichen Pachtから殆んど区別されなかった。（H. Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt, SS. 361-362.）

三

土地所有の変動原因としての寄進のうち、Autotraditionについては前述のように必ずしも聖堂への信仰からとのみ言い得ぬような事態が認められる。

このようなSelbsttraditionenについてA. Dopschは、「寄進の後、賃子を支払い、又すべての作業及びすべての領主の裁判から自由である」(17)（et post traditionem census soluti atque liberi sunt ab omni labore atque ab omnium dominorum placito.）と云ったWeissenburg修道院のmuntburgium（保護）への自由人の自己寄進をあげている。

F. Lütgeは、寄進文書の重要性を認め乍らもそのような寄進から男女の寄進者の全所有を推定することはできないとのべている。従って寄進者の財産の何パーセントが保留され、又相続され、与えられるのかわからない。

Schenkungenにつきあたる場合、八、一五、二二又はそれ以上の村落にわたって分散している所有地やマンキピアが問題

になるが、そのような場合には一般の自由民よりむしろ貴族のことが多い。[18]

しかしロルシュ文書では、その年代記の部分にかかげられている王侯や貴族の寄進、特許状その他の記述以外に、ガウ別の寄進帳に一般の自由民の少額の資財の寄進が記されている。

たとえば、その冒頭に Pagus Erdehe における寄進について大要次のように述べている。

villa Sonenlar における Helmericus の寄進。

神の名において余 Helmericus は余の魂の救済のために聖ナザリウスに、Erdehe ガウ内の Sonenlar ヴィラにおいて、その上にすべての建物つきの領主のマンスス及びマンスス、牧草地、森林、用水、家、建物にもつことあきらかないずれも寄進す。同ガウ内のヴィラ Waltringen 及び Dorenlar, 及び Berenburstorph 及び Faghine, Folcoldingen においても同じ。Mosela 河上流、ヴィラ Clutzarada においても同様に、この地に、土地、葡萄畑、家、建物、マンキピア、マンスス、牧草地、森林、用水にもつことあきらかなもののいずれもことごとく、今日以後、余の権利から聖ナザリウスの権利と支配に与え、寄進し、かつ合意に結ばれて引き渡すべし……。[19]

然し右の寄進者は、その寄進内容からすると少なくとも中流以上の自由民であろう。次に、

Logenehe ガウ内における Wanentorph ヴィラでの Grimoldus の寄進。

神の名において、余 Grimold は、Racher の魂のために、聖ナザリウスに、Logenehe ガウ内の Wanendorph ヴィラで、マンスス一、及び耕地四〇ユルナールを同意に結ばれ、永久に所有のために寄進す……、[20] とみえる。

右の如くその寄進の額から小自由民と思われるものの寄進がみうけられる。（尤も之は正確には少額の寄進があったと云うべきであろう。）

Bildachinger marca での Wolfram の寄進

クリストの名において、カール王の十五年、四月廿三日に余 Wolfram は Folcradae の魂のために、聖ナザリウス殉教者に、アレマンネン・ガウ内ビルダヒンガー・マルクに上記の女が、もつことあきらかなものいずれも之を寄進す。[21]

右の如く多くの少額のものと思われる寄進が示され、尚多くが各ガウ別に記録されている。

このような過程により、寄進者と寄進をうける者の差が益々拡大してゆく。

そのような寄進について、Alfons Dopsch は、寄進帳は、カロリング時代の経済史のもっとも重要な資料に属すると述べている。

このような寄進は、ロルシュ聖堂については、たしかにその創建と同時に行われたが、Traditionsurkunden の Gegenstücke（対照）である precaria[22] はかなり古く、王によって教会の土地から与えられた precariae verbo regis や beneficia は、六世紀の半ばに存在したことが証明されている。[23] したがって之等の土地保有の移動を示す Urbar や Hubenlisten は必ずしも寄進文書より後に作成されたとは云い得ない。当面ロルシュの創建のための寄進が七六四年であるが、ロルシュの Hubenlisten. Nr. 3652.（Notici de pago Anglachgowe.）の如きは七七三年頃、Nr. 3654.（De pago Wingartheiba.）も七八九―七九八年頃のものと推定されている。

論理的には、Urbar は、寄進帳又は売買、交換文書等から転写されるわけであろうが、寄進文書が散逸するか、又は農民の Autotraditionen のように[24]文書作成が殆んど行われぬ場合に、右のロルシュ文書のように Hubenlisten の notitiae として聖堂の経営管理（賃子又は夫役の徴集）や所有地の覚えのために記されることもあったのであろう。

前掲の文書では大要次のように記されている。

三六五二、アングラハガウ・パーグスの覚書。

ムルネンで。アングラハガウのムルネンでは、五フーフェ（hubae）あり、一フーフェは領主フーフェ、四フーフェはセル

ヴイレス・フーフェ（非自由民のフーフェ）で、その各々は、三デナリウスの価の小豚一頭、十五シトラのビール、雞三羽、卵三〇個を納める。

ウテンハイム・ヴイラについて。ウテンハイムには、十二フーフェあり、一は領主（フーフェ）で、十一はセルヴイレス（フーフェ）、その各々は五デナリウスとビール十五シトラ、雞三羽、卵十五個を納める。[25]

この Mulnen での寄進については、

Nr. 1880. Donatio Geroldi in Eichinen 中に„similiter in Anglachgowe in Muhlnen.“ (anno XVI Karoli regis.) とみえるのみである。また Nr. 2491. Donatio Emichonis in eadem marca. でも Mulnen quidquid habere visus sum im mansis, pratis, silvis aquis et 1 molendinum et 32 mancipia. (anno IX Karoli regis) Nr. 2529. Donatio Hamathionis. „in pago Anglachgowe ……Mulnen quidquid habere videor in mansis, pratis, silvis, aquis, domibus, aedificiis, et mancipia XXX.“ (anno II Karoli regis) のようなきまり文句しかみうけられない。尤もそれだからこそ Urbar に正確な所有対象の数量、貢納、その他の奉仕が記載される必要があったとも云えよう。

さらに、上述の第二の文書は大要次の如くである。

三六五四、ウインガルタイバ・ベーダスについて。

ウインガルタイバのラルバッハには十二フーフェあり、領主のフーフェ一とセルヴイレス・フーフェ十一で、後者のいずれもトレミスウス（$\frac{1}{3}$ソリドゥス）の価の小豚、ビール十五シトラ、雞三羽、卵十五個支払う。確かに、同フーフェに附属せる女奴 (ancillae) は、各人長さ十エレン、巾五エレンの亜麻布を領主のもとでの作業でつくる。

ダラハイムについて。ダラハイムには五フーフェあり、一領主フーフェ、三セルヴイレス・フーフェ、及び領主の土地 (terra indominicata) もある。

グンドルフエスハイムについて。グンドルフエスハイムには、五フーフェあり、領主フーフェ一、セルヴイレス・フーフェ三、このフーフェのいずれも五デナリウスの価の小豚一頭、及び十五シトラのビール、雞一羽、卵十五個支払う。女奴も同様に行う。

オベルハイムについて。オベルハイムには二フーフェあり、一つは領主（フーフェ）で、他はセルヴイレス・フーフェであり、それは、事実若干のものを支払う。

ビンネンハイム。ビンネンハイムには、一フーフェと領主の土地がある。

マノルドの管区で。そこには、廿二フーフェと他の耕地あり、そのいずれもトレミスの価の小豚、十五シトラのビール、雞三羽、卵十五個を支払う。女奴は各人が、亜麻布をつくる。[26]

この寄進について、Nr. 2818. Donatio Erchenfridi et Sigemundi では、„11 hubas serviles in supradicta……et quidquid in Larbach habere videor, et 111 mansos in Daleheim et pratum 1, et octo mancipia etc.“ (anno XXI Karoli regis) Nr. 2824. Donatio Zubelli et conjugis ejus. „in Larbach et in Asbach habere videmur in mansis, campis, pratis, silvis, aquis, domibus, aedificiis et.“ (anno V Karoli regis) とみえている。

Daleheim については、Nr. 2803. Donatio Guntrami. „quidquid in pago Wingartheiba in Dalaheimer marca habere visus sum in mansis, pratis, silvis, aquis etc.“ とみえるが、Gundolfesheim (in Wingartheiba) については寄進文書はみあたらない。Oberecheim (in Wingartheiba) Binenheim (in Wingartheiba) Manold (Nr. 21) でも同様である。

このように質子帳、フーフェ・リストを寄進文書であとづけることはきわめて困難である。

以上のことから寄進の段階が、Urbar 又は polyptyque 作成の段階に先行するのではないかと云った歴史的 Periodisierung は、時間的にも、内容の関連性からも多くの成果を期待しがたい。しかし Traditionsbücher が作成年代不明の Urbar の時

代考証や内容の検討に対して多くの示唆を与えるであろう。

Alfons Dopsch は、Traditio と precaria が、一つのテクストの中で結合してあらわれるので、……寄進の性格自身に基本的な変化が、はいりこんだかのような印象が生ずる、とのべている。[27]

事実そのような文書作成の仕事の変化によってはじめて、吾々の文書の入手がより完全な形をとるようになった。

しかしこのような認識からその重要な資料（Traditionsbücher）の経済史的な理解や利用にとって実際の成果の上で何が生じたかを明らかにせねばならぬだろう。

経済的な像は、それによってきわめていちじるしい修正をこうむっている。そのために、プレカリアの全体の配分が、動揺におち入った。そこで、それに適合した補足的な資料がみいだされる場合、多くの外見上自由な寄進は、全く precaria oblata 又は precaria remuneratoria としての寄進であることが明らかとなった。

Alfons Dopsch が述べるように Prekaria が、die Gegenstücke zu den Traditionsurkunden であることは、例えば「余ロドゥルフス、この寄進、若しくはプレカリアを記す」,Ego Rodulfus hanc donationem sive precariam scripsi.“（C. L. nr. XIV. anno, 790.）ことからも知られ、またドプシュの traditio post obitum[28] についても「リゥガルトは、その死後それを余に進納する葡萄畑半ユルナールを寄進す」,Liugart dedit demidium iurnalem vineei qui post obitum eius nobis seruit.“（C. L. nr. 3810. um 12 Jahrhundert.）と云ったような文書が、屢々みいだされる。

しかしドプシュの卓見は traditio のうちにすでに precaria による変化をするどく把握したことにあるとおもわれる。

巡察使（missi）の範例（exempla）としての Brevium Exempla がかかげているような Prekarienlisten やまたは Benefizial-listen が、王又は聖堂もしくは俗界諸侯の Urbar や Traditionsbücher にもとづいて作成され、そのような軍政又は Divisio や Precariae verbo regis といった国家目的のために descriptio（survey of（church）property）[29] が行われ、その成果としてプレカリアのリストやベネフィキュムのリストのような brevium が王室の書記局に集められたとすると、このような公的目的の発生以後は Urbar や Traditionsbücher の性格は、領主地の管理又は経営のための記録と云う私文書から公文書又は準公文書的性格への転換をとげることになろう。

尤もこのことは Reichsgut の Urbar（Lorsch, Churräätien）については逆関係を示し、最初からそれが Diplom の性格を備えていたことは云うまでもない。

四

Precaria や Beneficium の軍政や国制上の役割について考察してきた。然しそれと同時に村落内部の支配についてどのような機能を果してきたのであろうか。

Robert Latouche は、precaria は自由な農夫の全村落（vici）を大所領（villae）に合体する効果をもったと述べ[30]、Salviani, De gubernatione Dei.（A. D. 440.）の叙述を引用している。そこでは「盗賊のために家や土地を失い、徴税人によってかりたてられたとき、人々は大土地所有者の所領へのがれ、金持の小作人（coloni）となった。[31]」

そして「人間を動物に変えると評判されている全能の悪意にみちた妖女のように、金持の所領に住みついたものはすべて、Circe（ギリシャ神話の妖女）のカップから飲んだかのように完全に変化をうけ、金持は、彼等が他所者として歓迎し、そのものに何等請求権をもたぬ人々を自分の財産とみなしはじめた。

実際自由な生れのこれらの人々は奴隷になった。[32]」

このようにしてまだ小地片をもってはいるが、それを耕すに必要な財源をもたぬ農夫に対するプレカリア契約、何等土地をもたず彼等がかつてもっていたものを失った人々のためのコロヌス制度は、ともに大領地制度を拡大し、ヴィラの数を増

加するのに役立った。[33]

Hermann Wopfner は、聖堂に寄進された土地の返貸（Rückverleihung）のための請願（precaria）の書式をかかげている。[34] そして precaria＝Steuer 130(86) の例もみうけられる。このようなプレカリアが、森林や放牧地の利用権と結びついた時、自由農民を支配する手段として大きな役割を果すことになる。

たとえばサン・ガレン資料集は、このことにつき次のような資料をおさめている。

「それにもかかわらず、かくて、サン・ガレンの他の場所での放牧地、通路、森林、及びその他の我等に必要な有用物のゲノッセンシャフトと共有権をもちうるよう、私及び私の子孫から上記の賃子を納むべし。」(St. Galler UB. 2n°. 550 (870). „iste tamen suprascriptum census ideo a me et a posteris meis datur, ut familiaritatem et communionem in ceteris sancti Galli locis in pascuis, in viis, silvis aliisque utilitatibus nobis necessariis habere possimus.“)

もっともドプシュは、「自由人が、領主のマルクゲノッセンシャフトへの加入を得ようと努力し、明らかにそれが大きな経済的な利益を包含しているので、土地所有物の引き渡しによって、その特典を達成することをあきらかにする資料である」と述べている。[35]

領主のマルクゲノッセンシャフトに小自由民が加入しうるかの問題とともにむしろ放牧地や森林の入会権を失った農民が、サン・ガレンへの自己保有農地のプレカリア・オブラータによる寄進によって、その入会権をサン・ガレンから取得したと考える方が自然なようにおもわれる。

このようなベネフィキュムの変動は、小農民にのみ起るのではなく、王料地の豪族のベネフィキュム受領者にも起る。そのために例えば、capitula missis dominicis data (an. 802. Aquis.) は「九、余（王）のベネフィキアを占領し、その自由所有地に編入せる家人たちについて。聖堂財産についても同様である。」(9. De illis hominibus qui nostra beneficia habent distructa et alodes eorum restauratas. Similiter et de rebus ecclesiarum.) と云うように巡察使にその取しまりを命じている。

Anonymi vita Hludowici imperatoris, 6. „negligens autem publicorum, perversa vice, dum publica vertuntur in privata, nomine tenus dominus, factus sit pene omnium indigus.“「六、公有財産を無視し、逆に公有財産が私有にかえられ、名のみ主人であるが、実際は、ほとんどすべてのものがかけている。」[36] とみえるように、アクィタニアのルドウィッヒの領地は豪族の占有するところとなっていた。

なお土地所有の移動につき土地の売買や交換があげられる。

Hermann Wopfner は、33. Niederrhein, Verkauf von vier Morgen im Bezirk von Wehl. 817, April 23. „In Christo fratri Hildigrim episcopo emptori ego Uuidrad venditor. Constat me tibi vendidisse et ita vendidi res meas proprias, quae sunt in pago Niuenhem in finem Uueldi iornales IV.……“[37] のようにヒルデグリム司教が買手で、ウィドラードが売手である、ニウェンハイム・ガウのウェルデ境界内にあるウィドラードの所有財産の四ユルナール（モルゲン）を売却したことを証明した文書をかかげている。ウィドラードが領主の許可を得てと云った文言を附していないので、この土地はウィドラードの自由所有地であったと推定される。しかし寄進文書にくらべるとこのような文書はきわめてまれである。(200. Schlesien. Verkauf von 10½ Hufen zu Lucaschowicz. 1306. 247. Tirol. Verkauf eines Zinses aus einem Hofe zu Alt-Schenna 1383. については時代がくだるので省略する。)

だが売買文書にくらべると交換文書の方がまだ若干多い。

H. Wopfner の資料編纂の厳密さを前提すると、おそらく封建的観念からは、その社会的地位を支える自己の Eigen を売却することは望ましいことではなかったのであろう。所領経営の合理性の問題を別にしても交換はまだその点で許容される。H. Wopfner は、19. Niederrhein. Tausch von Rottland zu Wynberg gegen eine Hufe zu Fischlaken. 799. 46.

Oberrhein. Vertauschung von Ackerland und Weingärten im Breisgau gegen gerodeten Klosterbesitz an der Möhlin im Schwarzwald. 868, April 6. 等の交換文書をあげている。若干おくれて、59. Schweiz. Kaiserliche Bestätigung einer durch Freigelassene vorgenommenen Schenkung in Kuppingen und eines Tausches. 966. 68. Bayern. Tausch von Gütern zu Allershausen, Haarkirchen und Kempfenhausen. 994-1005. がみうけられる。

つぎに 76. Niederrhein. Rodungserlaubnis seitens des Kölner Erzbischofs und Erlass des Rottzehnten. 1099. にはじまる Rodung くの言及は数の上では六件に及ぶが、何れも後代のものである。

最後に Konfiskation について考慮する必要があろう。

Friedrich Lütge は、この問題でもすぐれた洞察を示している。叛逆者や政治的敵対者の財産の没収の可能性は、新しい領地の獲得の最もすぐれた又最も頻繁な機会であったと云う Eggers の言葉を引用し、中部ドイツでもやはりその機会が欠けていなかったと述べている。その首魁は、盲目にされ、追放や財産の没収の罰をうけた。元来土地財産の没収を正当化することが必要なのだが、政敵や叛逆者については問題にならず、（財産の）受領者が、贈与者としての王が、「忠誠や信頼に従って」と云うことを期待できるようにふるまわぬときには、ゲルマンの法律の見解では、贈与がそのような前提に立つかぎり、かつて贈られた土地をとりもどす権が王にあった。(38)

そのような Konfiskation につき、トールのグレゴリウスの「フランク人史」は、頻繁に言及している。例えばそれは次のような形であらわれてくる。「然し次の日、彼等のみはりが、ぐっすり寝ていたので、自由を感じ、祝福されたジュリアンの教会にのがれ、かくて追放をまぬがれたが、その財産は没収された。」（第四巻、一三章。）(39)

「父の財産とおなじように、彼等の財産はすべて没収された。彼等は莫大な財産をもっていた。」（第五巻、二六章。）(40)

「彼等の財産は没収された。」（第八巻、一一章。）(41)

「彼の妻や息子は罰せられ、又彼の財産は没収された。」（第九巻、一〇章。）(42)

このような土地所有の変動もそれらの所有地が直接耕作者によって耕作されていることを前提としてはじめて意味があるのであるが、資財帳範例では、可成りの不在住マンスの数を示し、在住自由マンス一〇〇六 (mansos ingenuiles vestitos 1006.) に対し、不在住（自由マンス）三五 (absos 35.)、在住非自由マンス四二一 (serviles vestitos 421.) に対し、不在住（非自由マンス）四五 (absos 45)、計一四二七の在住マンスに対し、八〇の不在住マンスがあげられている。

Hermann Wopfner が、Brevium Exempla のまさにこの部分を編修収録しているのはその的確な認識によるものであろう。

注(1) Robert Latouche, Les Origines de l'économie occidentale. p. 207.
(2) Ibid., p. 207. R. Kötzschke, Allgem. Wirtschaftsgesch. S. 226.
(3) Philipp Heck, Die Gemeinfreien der karolingischen Volksrechte, 1900, S. 10 ff.
(4) Heck, ebenda, SS. 10-12.
(5) F. Lütge, Die Agrarverfassung. SS. 272-275.
(6) F. Lütge, Geschichte der deutschen Agrarverfassung. S. 40 ff.
(7) F. Lütge, ebenda, S. 45.
(8) クロタール二世、六一四年のペリの告示はそのような土地所有貴族にグラーフの職を与えている。
(9) Alfons Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit. I Teil, S. 254.
(10) A. Dopsch, ebenda, S. 256.
(11) Robert Latouche, Les origines de l'économie occidentale, p. 90.
(12) Bündner Urkundenbuch, SS. 377-388.
(13) Bündner Urkundenbuch, S. 394.
(14) Heinrich Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt, SS. 164-165.

(15) Heinrich Dannenbauer, Die Freien im karolingischen Heer. SS. 51-52.

(16) H. Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt. SS. 360-362.

(17) A. Dopsch, Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit, I, S. 405. (1962)

(18) F. Lütge, Die Agrarverfassung. S. 91.

(19) Codex Laureshamensis. III. SS. 1-2. (Mannhemii typis acadicis.)

Donatio Helmerici in Sonenlar.

Ego in Dei nomine Helmericus pro remedio animae meae dono ad sanctum Nazarium et, in pago Erdehe in villa Sonenlar mansum indominicatum cum omni aedificio superposito, et quidquid habere visus sum in mansis, pratis, silvis, aquis, domibus, aedificiis. Similiter in eodem pago in villa Waltringen, et in Dorenlar, et in Berenburstorph, et in Faghine, et in Folcoldingen. Similiter in villa Clutzarada, super fluvio Mosela, quidquid in his locis habere visus sum in terris, vineis, domibus, aedificiis, mancipiis, mansis, pratis, silvis, aquis, omnia a die praesenti de jure meo in jus et dominium sancti Nazarii dono, trado atque transfundo stipulatione subnixa.

(20) MMMXXXVIII

Donatio Grimoldi in pago Logenehe in villa Wanentorph. Ego in Dei nomine Grimold pro anima Racheri dono ad sanctum Nazarium et in pago Logenehe in villa Wanendorph mansum I et XL jurnales de terra aratoria perpetualiter ad possidendum stipulatione subnixa. Actum in monasterio Laurisamensi, sub die VIII idus Maji, anno XXXI Karoli regis. (Codex Laureshamensis. SS. 3-4.)

(21) MMMCCXXXVI

Donatio Wolframi in Bildachinger marca.

In Christi nomine, sub die VIIII kalendas Maji, anno XV Karoli regis, ego Wolfrat pro anima Folcradae dono ad sanctum Nazarium martyrem et, in pago Alemannorum in Bildachinger marca, quidquid praefata femina habere visa est.

(22) A. Dopsch, Entwicklung, I. S. 104. なお A. Dopschは Traditio と Prekarien の内容が特殊期間の点で必ずしも完全に一致しないと考えている。(ebenda, S. 107)

(23) A. Dopsch, Grundlagen (Foundations) p. 291. beneficium は部族法典にも見えている。

(24) M. Weber, Der Streit um d. Charakter d. altgermanischen Sozialverfassung. S. 553. F. Wernli, ebenda, S. 40.

(25) Noticiae de pago Anglachgowe.

In Mulnen.

In Mulnen in Anglachgowe sunt hubae V, una in dominico et IV serviles, quarum quaeque solvit I friskinc, III denarios valentem, et XV situlas de cervisa, pullos II, ova XXX.

De villa Utenheim.

In Utenheim sunt hubae XII, una in dominico et XI serviles, quarum unaquaeque solvit denarios V, et XV situlas de cervisa, pullos III, ova XV.

(26) De pago Wingartheiba.

In Wingartheiba in Larbach sunt hubae XII, una in dominico et XI serviles, quarum unaquaeque solvit friskinga tremissum valentem, situlas XV de cervisa, pullos III, ova XV. Ancillae vero, ad easdem hubas pertinentes, faciunt singulae camisile LX ulnarum in longo, V in lato, de opera dominica.

De Dalaheim.

In Dalaheim sunt hubae V, una in dominico, III serviles et terra indominicata.

De Gundolfesheim.

In Gundolfesheim sunt hubae V, una in dominico, et IV serviles, quarum unaquaeque solvit friskinga I, denarios V valentem, et XV situlas de cervisa, pullum I, ova XV. Ancillae similiter faciunt.

De Obereheim.

In Obereheim sunt hubae II, una in dominico, alia servilis, quae solvit sicut ceterae.

Binenheim.

In Binenheim est huba I et terra indominicata.

In Manoldi ministerio.

Ibi sunt XXII hubae et alia terra arabilis, quarum unaquaeque solvit friskinga, tremissum valentem, XV situlas de cervisa, III pullos, ova XV. Ancillae faciunt sigulae sarcile.

(27) A. Dopsch, Entwicklung, I, S. 109.

(28) A. Dopsch, Entwicklung, I, S. 105.

(29) A. Dopsch, Foundations, p. 292.
(30) Robert Latouche, Les origines de l'économique occidentale. pp. 31-32 ff.
(31) Salviani, De gubernatione Dei. (J. P. Migne, p. 103.) „Cum domicilia atque agellos suos aut pervasionibus perdunt aut fugati ab exactoribus deserunt, quia tenere non possunt, fundos majorum expetunt, et coloni divitum fiunt."
(32) Salviani, ibid., p. 104. „Exemplo quondam illius maleficae praepotentis, quae transferre homines in bestias dicebatur, ita et isti omnes qui intra fundos divitum recipiuntur, quasi circaei poculi transfiguratione mutantur……"
(33) R. Latouche, ibid., p. 32.
(34) Hermann Wopfner, Urkunden zur deutschen Agrargeschichte. S. 40.
(35) Alfons Dopsch, Verfassungs=und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters. SS. 282-283.
(36) Quellen zur Karolingischen Reichsgeschichte, von Reinhold Rau, I Teil, S. 268.
(37) H. Wopfner, ebenda, S. 45.
(38) F. Lütge, Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters. SS. 158-159.
(39) J. P. Migne, Patrologiae latinae, tomus LXXI. p. 279.
„Sed die altera depressis somno custodibus, ipsi se liberos sentientes, ad beati Juliani basilicam confugiunt, et sic ab exsilio liberantur: res tamen eorum fisco collatae sunt."
(40) J. P. Migne, ibid., p. 345. „resque omnes tam eorum, quam patris, fisco collatae sunt. Erant enim eis magni thesauri."
(41) J. P. Migne, ibid., p. 455. „resque suae fisci ditionibus subjugatae sunt."
(42) J. P. Migne, ibid., p. 490. „Uxor autem ejus cum filiis exsilio data est, resque illius fisco collatae sunt."

法人利潤、付加価値および売上高の変動

浜田文雅

はじめに

この小論は戦後のわが国における法人企業を対象として、利潤（営業損益）、付加価値および売上高の変動法則を実証的に研究した結果をまとめたものである。特に、利潤は企業の設備投資を誘発する主要因の一つであり、その変動傾向は設備投資の産業間における分布の長期的な変化を通じて産業構造を変化させる重要な原因となっていることは周知の事実である。

今回の作業では、利潤、付加価値および販売高の現実における変動特性を計量的に分析し、産業間の比較を試みた。このような方向からの研究は、産業構造の変化を経済学的に分析することを通して日本経済の発展過程に接近する一つの重要な手掛りを与えるであろう。

一　理論的構図

云うまでもなく、企業の主な収入源は製品の販売額である。それから原材料消費額等と減価償却費を控除した額が純付加